

文部科学省関係の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令等の概要について

1. 趣旨

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「デジタル手続法」という。）は、手続等のデジタル化の方法等を主務省令に委任しており、これを受けて、文部科学省関係の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成15年文部科学省令第9号。以下「デジタル手続法に基づく文科省主務省令」という。）において、文部科学省関係法令に規定する手続等のデジタル化の方法等を規定している。

また、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号。以下「e-文書法」という。）は、文書等の電磁的記録の方法等を主務省令に委任しており、これを受けて、文部科学省の所管する法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成15年文部科学省令第31号。以下「e-文書法に基づく文科省主務省令」という。）において、文部科学省関係法令に規定する文書等の電磁的記録の方法等を規定している。

今般、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号。以下「デジタル一括法」という。）によりデジタル手続法が改正され、手続等におけるデジタル技術の効果的活用に関する規定が設けられたことを踏まえ、文部科学省関係法令に規定する手続等についてもデジタル技術の効果的活用が図られるよう、文部科学省主務省令について所要の改正を行う。また、デジタル一括法等に伴い、記録媒体に係る見直しの措置が必要とされるものについて、所要の改正を行う。

2. 主な改正内容

デジタル規制改革推進の一括法による改正後のデジタル手続法第16条のデジタル技術の効果的活用に関する規定を踏まえ、以下の改正を行う。

- ①行政機関等が作成等を行う場合について、クラウドサービスの利用等が可能であることの明確化
- ②行政機関等が処分通知等において利用可能な電子署名等の制限の緩和

3. 施行期日

令和5年12月26日 公布・施行